

（問合せ先）

一般社団法人土地再生推進協会（APR）

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル8階

電話：03-6895-6809, FAX: 03-6895-6820

アドレス：www.property-revital.org

メール：office@property-revital.org



認証業務のご案内



一般社団法人

土地再生推進協会

Association of Property Revitalization



第三者の専門家が、土壤汚染の状態を確認し、認証します

認証のポイント

- ◆ 土壤汚染対策法に準拠しています。
- ◆ 土地が安全な状態であることを第三者の専門家が確認し、認証します。
- ◆ 認証された対象地については、保険の加入が可能です。



国内では、2003年に土壤汚染対策法が施行され、対象物質について指定基準が定められています。土壤汚染対策法では、人の健康被害の防止を目的とし、健康被害のおそれがない軽微な汚染については、対策や措置が求められているわけではありません。

当協会では、土壤汚染対策法に準拠しながら、諸外国で広く普及する考え方に基づき、土地が安全な状態であることを第三者の専門家が確認し、認証します。認証された土地は、**健康被害のおそれや敷地外への漏えいがなく、自然環境にもともと存在する程度の土壤の状態であるか、土壤汚染が管理されている状態であることを示しています。**

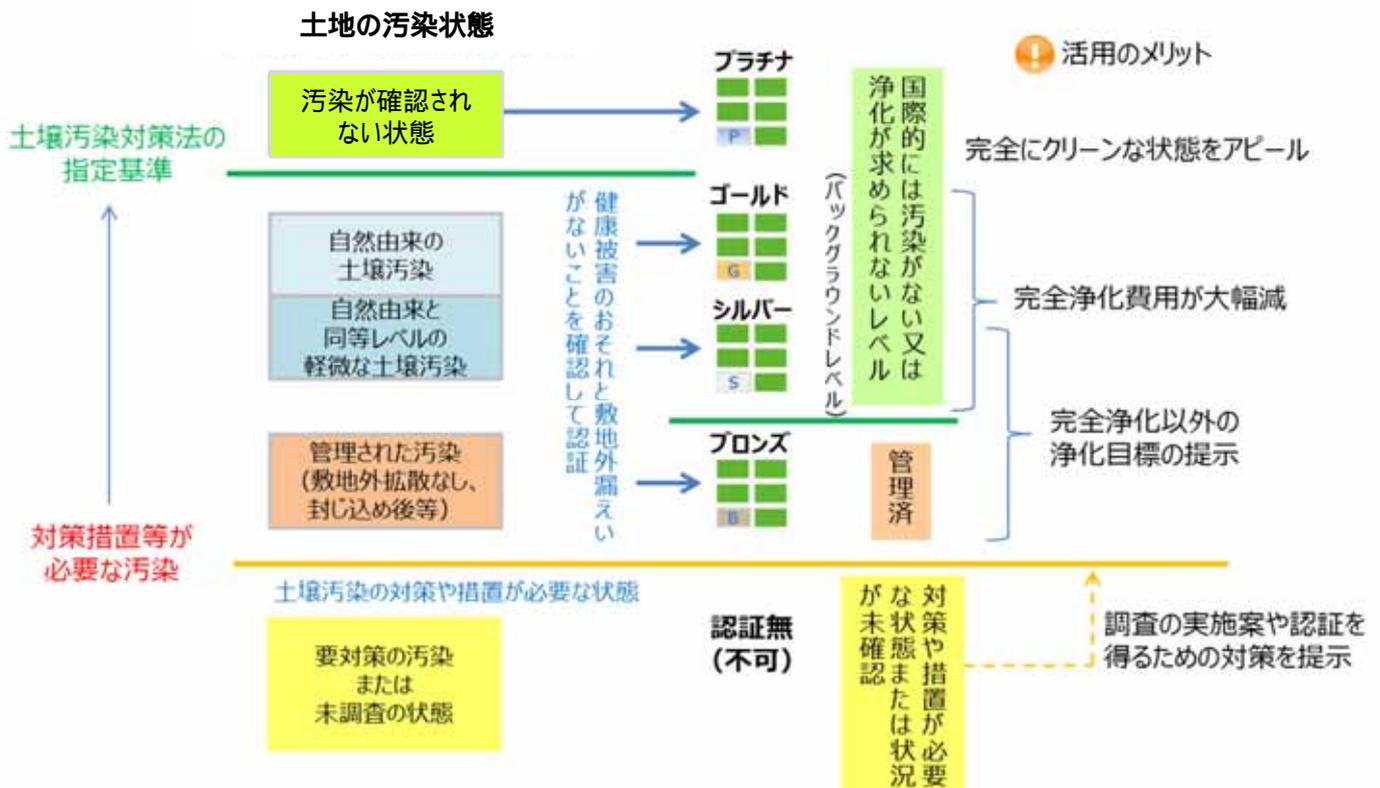
認証を受けた土地について、第三者に万が一の健康被害が発生したことで生じた損害賠償請求に関する賠償責任保険も、御要望に応じてご活用頂けます。

認証区分イメージと活用のメリット

一般社団法人土地再生推進協会で行う土壤汚染の認証は、**下記4つの区分で認証致します。**

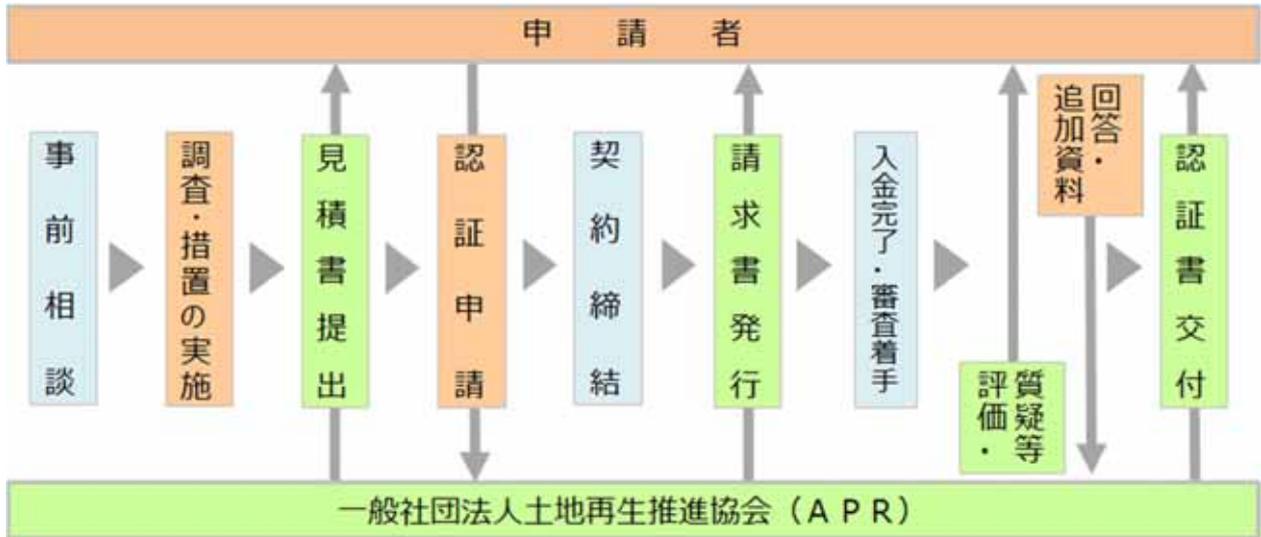
対象地において、土壤汚染対策法に基づく指定基準を超える土壤汚染が確認されない状態は「プラチナ」、自然由来の汚染や軽微な汚染で敷地外の漏えいや健康被害の恐れがない状態は「ゴールド」または「シルバー」、土壤汚染対策の実施済で敷地内に管理された土壤汚染がある場合には「ブロンズ」として認証致します。いずれの認証においても、当該土地から敷地外への漏えいがなく、健康被害のおそれがない安全な状態であることを確認しており、諸外国で活用される調査結果の考え方にも調和しています。

これらの認証を活用して頂くことで、売主・買主、投資家・融資機関、不動産仲介事業者等の関係者と、共通の指標で土地の状態を確認して頂くことができ、情報共有の不備による紛争等を予防して頂けます。また、指定基準を満たさない場合にも、自然にある状態や管理された状態であり、**健康被害のおそれはなく、土地利用上も問題ないことが確認できます。**



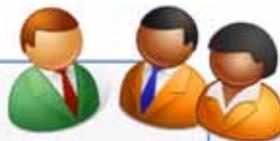
認証書交付までの流れ

御相談から、認証の交付までの流れは、下記の通りとなっております。ご要望や資料の準備状況等に応じ、個別に調整させていただきます。



STEP1 事前相談

認証取得目的やご希望レベルなどをお伺いし、ご希望に沿った計画が実現できるかどうか、事前相談を行います。
既に汚染が判明している土地については、希望される認証レベルに応じた調査・対策措置、またその対策事業の経済性や実効性についても御相談をお受け致します。



STEP4 認証書交付

審査着手より約3～4週間後
認証書が交付されます。

認証書例



STEP2 必要な資料等のご説明

対象地の認証に必要な書類や技術資料をについて説明致します。

資料例

- 対象不動産の案内図/平面図等
- 地歴調査報告書、フェーズ 調査報告書等
- 浄化完了報告書等
- その他関連資料



STEP3 認証申込・審査着手

認証申請の御申込後、認証審査に着手します。
保険の加入をご検討の場合には、お知らせいたします。
必要に応じて質疑・追加資料をご提出頂き、認証完了後に、認証書を交付致します。
* 認証料についてはお問い合わせください。
APRの会員には割引が適用されます。

